|  |
| --- |
| 別紙１　　　　　　　　防火・防災の手引き（新入社員用） |
| 〔消防計画について〕  　　　　　　　の消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。  〔消火器について〕  　１　消火器の設置場所を覚えてください。  　　　自分の持場から近い順に２か所以上覚えてください。  　２　消火器の使い方を覚えてください。  　　　使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。  〔火気設備器具について〕  　１　火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。  　２　火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。  　３　火気設備器具にある取扱い上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。  　４　地震時には、身体の安全の確保を優先し、揺れがおさまったら火気設備器具の使用を中止してください。火災が発生したら、大声で周囲に知らせてください。  　５　終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。  〔喫煙について〕  　１　喫煙は、指定された場所で、吸い殻入れを用いて喫煙してください。  　２　たばこの吸い殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ごみの中には絶対に入れないでください。  　３　終業時には、吸い殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。  〔危険物の取扱いについて〕  　１　危険物（シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。  　２　危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。  〔避難施設の維持管理について〕  　１　避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。  　２　防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。  〔放火防止対策について〕  　１　建物の外周部及び敷地内には、段ボール等の可燃物を放置しないでください。  　２　倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。  　３　ごみ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。  〔火災時の対応〕  　１　通報連絡  　　　119番通報します（火災か救急かの別、所在、目標、火災の内容など）。  　　　防火管理者に連絡します。不在の場合は、大声で周囲に知らせ、状況に合わせて対応してください。  　２　消火活動  　　　消火器を使って、消火活動を行います。  　３　避難誘導  　　　避難口（出入口）を開放し、避難口まで来場者を誘導します。  〔地震時の対応〕  　１　身の安全を図ってください。  　　　蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。  　２　火の始末を行ってください。  　　　揺れがおさまったら、火気設備器具の直近にいる人は、すぐに火を消してください。  〔その他〕 |

|  |
| --- |
| 別紙２　　　　　　　　防火・防災の手引き（従業員用） |
| 〔消防計画について〕  　　当事業所の消防計画を再確認してください。  　　消防計画の確認項目  　１　通報連絡担当者（　　　　　　　　　　　　　　）  　２　初期消火担当者（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　３　避難誘導担当者（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　４　日常の自主検査は誰が実施担当者ですか。（　　　　　　）  　５　定期の自主検査は誰が実施担当者ですか。（　　　　　　）  〔火気設備器具について〕  　１　火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。  　２　火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。  　３　火気設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。  　４　地震時には、身体の安全の確保を優先し、揺れがおさまったら火気設備器具の使用を中止してください。火災が発生したら、大声で周囲に知らせてください。  　５　終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。  〔喫煙について〕  　１　喫煙は、指定された場所で、吸い殻入れを用いて喫煙してください。  　２　たばこの吸い殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ごみの中には入れないでください。  　３　終業時には、吸い殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。  〔危険物の取扱いについて〕  　１　危険物（シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。  　２　危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器は常に閉め、火気に注意してください。  〔避難施設の維持管理について〕  　１　避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。  　２　防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。  〔放火防止対策について〕  　１　建物の外周部及び敷地内には、段ボール等の可燃物を放置しないでください。  　２　倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。  　３　ごみ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。  　４　店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。  〔火災時の対応〕  　１　通報連絡  　　　119番通報します（火災か救急かの別、所在、目標、火災の内容など）。  　　　防火管理者に連絡します。不在の場合は、大声で周囲に知らせ、状況に合わせて対応してください。  　２　消火活動  　　　消火器を使って、消火活動を行います。  　３　避難誘導  　　　避難口（出入口）を開放し、避難口まで来場者を誘導します。  〔地震時の対応〕  　１　まず身の安全を図ってください。  　　　蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。  　２　火の始末を行ってください。  　　　揺れがおさまったら、火気設備器具の直近にいる人は、すぐに火を消してください。  〔その他〕 |